



2019年5月16日

各 位

会社名 神奈川中央交通株式会社
代表者名 取締役社長 堀 康紀
(コード番号 9081 東証第1部)
問合せ先 総務部長 福原 賢浩
(TEL 0463-22-8800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第145回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社では経営環境の変化に適切かつ迅速に対応するため、2019年4月1日から執行役員制度を導入いたしました。取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督を主な役割とし、執行権限および執行責任の明確化を図るとともに、執行機能については代表取締役の指揮監督のもと、執行役員が業務執行を行う体制としております。

これに伴い、取締役会は取締役会長ならびに取締役社長を定め、他の役位は執行役員制度上の役位に整理するものとし、現行定款第24条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
(代表取締役等) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u> 及び相談役各若干名を定めることができる。	(代表取締役等) 第24条 <現行どおり> 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び相談役若干名を定めることができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日
定款変更の効力発生日 2019年6月27日

以 上